

キャッシュカード関連規定集

1. キャッシュカード規定
2. キャッシュカード〔法人用〕規定
3. A T M通帳支払サービス利用規定
4. デビットカード取扱規定
5. Pay-easy〔ペイジー〕口座振替受付サービス利用規定
6. Web口座振替受付サービス利用規定
7. 振込規定
8. I Cキャッシュカード特約
9. 生体認証規定

いつも**第三銀行**をご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用いただくキャッシュカードは、その種類等に応じ、本規定
集に記載された規定が適用されますのでご覧ください。

キラリと光るあなたの銀行



D00008

K99301

H30.10 (1×25) 1,000

目 次

キャッシュカード規定	1
キャッシュカード〔法人用〕規定	8
ATM通帳支払サービス利用規定	14
デビットカード取扱規定	16
Pay-easy〔ペイジー〕口座振替受付サービス利用規定	22
Web口座振替受付サービス利用規定	25
振込規定	29
ICキャッシュカード特約	33
生体認証規定	35

キャッシュカード規定

第1条 カードの利用

普通預金（総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金（決済用預金）を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（以下「CD」といいます。）またはATM（以下CDとATMを合せて「自動機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) 当行のATMを使用して当行所定の預金口座から振替により預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳またはカードを使用して預入をする場合（以下この取扱いを「振替」といいます。）
- (5) 当行がオンライン端末機による即時決済業務を提携した加盟店（以下「加盟店」といいます。）の端末機を使用して売買取引について当該加盟店に対して負担する債務の即時決済をする場合（「デビットカード取引」といい、「デビットカード取扱規定」により取扱います。ただし、貯蓄預金のカードはご利用いただけません。）
- (6) 当行と所定の契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人の受付窓口（以下「受付窓口」といいます。）に対して、カードを提示して預金口座振替の依頼を行うことにより、当行の「口座振替受付サービス」を利用する場合（「Pay-easy〔ペイジー〕口座振替受付サービス利用規定」により取扱います。ただし、貯蓄預金のカードおよび第8条に規定する普通預金の代理人カードはご利用いただけません。）
- (7) 当行のATMを使用して、ATM外貨預金入出金サービスを利用する場合（「ATM外貨預金入出金サービス取扱規定」により取扱います。ただし、貯蓄預金のカードおよび第8条に規定する普通預金の代理人カードはご利用いただけません。）
- (8) 当行のATMを使用して、当行所定の各種サービスの申込みおよび届出を行う場合
- (9) その他当行所定の取引をする場合

第2条 ATMによる預金の預入れ

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、入金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) カードによる預入れの場合は、「ご利用明細票」には預入金額を表示しておりません。受取書が必要な場合は、窓口営業時間内に「ご利用明細票」を窓口にご呈示ください。受取書を作成します。

第3条 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条 ATMによる振込

- (1) 当行およびカード振込提携先のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる振込にかかる1回あたりの払戻しは、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して振込をする場合に、振込金額と振込手数料および第7条に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

第5条 ATMによる振替

- (1) 当行のATMを使用して振替をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMに払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳またはカードを挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振

替入金口座の入金票の提出は不要です。

- (2) ATMによる振替は1円単位とし、1回あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振替は、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 当行のATMを使用して振替をする場合に、振替金額と第7条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が振替ることのできる金額を超えるときは、その振替はできません。

第6条 ATMによる各種サービスの利用申込み、諸届等

当行の認めるATMを使用して、次の各種サービスの利用申込みおよび各種届出等を行うことができます。

(1) 暗証番号変更サービス

暗証番号は、当行の認めるATMを利用して変更することができます。暗証番号を変更する場合は、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定等によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。

(2) カードによる1日あたりの支払限度額減額サービス

カードによる1日あたりの支払限度額(自動機による預金の払戻し、ATMによる振込、デビットカードの利用を含みます。)は、当行の認めるATMを利用して当行が定める金額の範囲内で減額することができます。カードによる1日あたりの支払限度額を減額する場合はATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証および減額後の支払限度額を正確に入力してください。この場合、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定等によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。なお、支払限度額を増額する場合は、本人から当行所定の方法によって当行に届出てください。

(3) ATM通帳支払サービス

ATM通帳支払サービスは、当行の認めるATMを利用して申込みことができます。ATM通帳支払サービスを申込み場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。この場合、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定等によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。ATM通帳支払サービスを解約する場合には、本人から当行所定の方法によって当行に届出てください。なお、ATM通帳支払サービスは、本規定の他「ATM通帳支払サービス利用規定」により取扱います。

(4) デビットカードの利用停止届・利用停止解除届

当行の認めるATMを利用してデビットカードの利用停止届もしくは利用停止解除届を届出ることができます。この届出を受けたときは、当行は直ちにデビットカードの利用停止もしくは利用停止解除の措置を講じます。

- (5) その他当行所定の各種サービスの利用申込みおよび各種届出等を行う場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入するなどし、その他所定の事項を正確に入

力してください。なお、各種サービスの利用申込みおよび各種届出にあたり、暗証の入力を求められた場合は届出の暗証を正確に入力してください。

第7条 自動機利用手数料等

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) ATMを使用して預金の預入れをする場合には、当行および入金提携先所定のATMの利用に関する手数料をいただきます。
- (3) ATMを使用して振込をする場合には、当行およびカード振込提携先所定のATMの利用に関する手数料をいただきます。
- (4) ATMを使用して振替をする場合には、当行所定のATMの利用に関する手数料をいただきます。なお、前記(1)(2)(3)に定める手数料と合せて「自動機利用手数料」といいます。
- (5) 自動機利用手数料を申し受ける場合は、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、支払提携先、入金提携先およびカード振込提携先の自動機利用手数料は、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落したうえで当行から各提携先に支払います。
- (6) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落したうえで当行からカード振込提携先に支払います。

第8条 代理人カードによる預金の預入れ・払戻し・振込・および振替

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ、払戻し、振込、および振替の依頼をする場合には、当行が認めた場合に限り、代理人のためのカードを発行します。この場合、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

第9条 ATM・自動機の故障時等の取扱い

- (1) 停電・故障等により当行のATMによる預金の預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、入金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (2) 停電・故障等により当行の自動機による預金の払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額、日付、電話番号を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。

- (4) 停電・故障等により当行のATMによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記第2項による他振込依頼書を提出することにより、振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口ではこの取扱いはしません。

第10条 カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行のATMもしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口にて提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

第11条 カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、ATMまたは自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。この場合に、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携銀行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記第12条、第13条によるものとします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたと認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第12条、第13条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第12条 偽造カードによる払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第13条 盗難カードによる払戻し等

- (1) 本人が個人である場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測され

る事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明できた場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他同居人または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 被害状況についての当行に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは付随してカードが盗難にあった場合

第14条 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法によって当行に届出てください。

第15条 カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第16条 A T M・自動機への誤入力等

A T M、自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、支払提携先の自動機、入金提携先およびカード振込提携先のA T Mを使用した場合の支払提携先、入金提携先、カード振込提携先の責任についても同様とします。

第17条 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) カードの差替え等により当行が新たにカードを発行し、現在使用中のカードの利用を取りやめる場合（ただし、前記第1項の預金口座を解約する場合を除きます。）には、カードを破棄してください。なお、カードを破棄しなかったことにより生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (4) 次の場合には、当行はカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記第18条第2項に違反したとき
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途定める一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
 - ④ 普通預金規定、貯蓄預金規定または総合口座取引規定により預金口座の預金取引が停止されたとき

第18条 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) カードの所有権は当行に帰属するものとし、カードは当行が本人または代理人に貸与するものとし、質入れます。
- (2) カードは、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定してはならず、または他人に貸与してはならず、占有または使用させることはできません。

第19条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先のATMを使用した場合には、当行所定の振込規定にかえてカード振込提携先の定めにより取扱います。

第20条 規定の変更

この規定の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示の他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとし、この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとし、

以 上

キャッシュカード〔法人用〕規定

第1条 カードの利用

普通預金（無利息型普通預金（決済用預金）を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金に預入れをする場合。なお、当カードでは、当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関のATMを使用することはできません。
- (2) 当行の現金自動支払機（以下「CD」といいます。）またはATM（以下CDとATMを合せて「自動機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。なお、当カードでは、当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関の自動機を使用することはできません。
- (3) 当行のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。なお、当カードでは、当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関のATMを使用することはできません。
- (4) 当行のATMを使用して当行所定の預金口座から振替により預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳またはカードを使用して預入をする場合（以下この取扱いを「振替」といいます。）
- (5) 当行がオンライン端末機による即時決済業務を提携した加盟店（以下「加盟店」といいます。）の端末機を使用して売買取引について当該加盟店に対して負担する債務の即時決済をする場合（「デビットカード取引」といい、「デビットカード取扱規定」により取扱います。）
- (6) 当行と所定の契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人の受付窓口（以下「受付窓口」といいます。）に対して、カードを提示して預金口座振替の依頼を行うことにより、当行の[口座振替受付サービス]を利用する場合、「Pay-easy [ペイジー] 口座振替受付サービス利用規定」により取扱います。ただし、第8条に規定する代理人カードはご利用いただけません。
- (7) 当行のATMを使用して当行所定の各種サービスの申込みおよび届出を行う場合
- (8) その他当行所定の取引をする場合

第2条 ATMによる預金の預入れ

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

- (3) カードによる預入れの場合は、「ご利用明細票」には預入金額を表示しておりません。受取書が必要な場合は、窓口営業時間内に「ご利用明細票」を窓口にご呈示ください。受取書を作成します。

第3条 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条 ATMによる振込

- (1) ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる振込にかかる1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して振込をする場合に、振込金額と振込手数料および第7条に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

第5条 ATMによる振替

- (1) 当行のATMを使用して振替をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMに払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳またはカードを挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振替入金口座の入金票の提出は不要です。
- (2) ATMによる振替は1円単位とし、1回あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振替は、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 当行のATMを使用して振替をする場合に、振替金額と第7条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が振替ることのできる金額を超えるときは、その振替はできません。

第6条 ATMによる各種サービスの利用申込み、諸届等

当行の認めるATMを使用して、次の各種サービスの利用申込みおよび各種届出等を行うことができます。

(1) 暗証番号変更サービス

暗証番号は、当行の認めるATMを利用して変更することができます。暗証番号を変更する場合は、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、普通預金規定等によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。

(2) カードによる1日あたりの支払限度額減額サービス

カードによる1日あたりの支払限度額（自動機による預金の払戻し、ATMによる振込の利用を含みます。）は、当行の認めるATMを利用して当行が定める金額の範囲内で減額することができます。カードによる1日あたりの支払限度額を減額する場合はATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証および減額後の支払限度額を正確に入力してください。この場合、普通預金規定によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。なお、支払限度額を増額する場合は、代表者から当行所定の方法によって当行に届出てください。

(3) ATM通帳支払サービス

ATM通帳支払サービスは、当行の認めるATMを利用して申込みことができます。ATM通帳支払サービスを申込み場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。この場合、普通預金規定等によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。ATM通帳支払サービスを解約する場合は、代表者から当行所定の方法によって当行に届出てください。なお、ATM通帳支払サービスは、本規定の他「ATM通帳支払サービス利用規定」により取扱います。

(4) デビットカードの利用停止届・利用停止解除届

当行の認めるATMを利用してデビットカードの利用停止届もしくは利用停止解除届を届出ることができます。この届出を受けたときは、当行は直ちにデビットカードの利用停止もしくは利用停止解除の措置を講じます。

(5) その他当行所定の各種サービスの利用申込みおよび各種届出等を行う場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入するなどし、その他所定の事項を正確に入力してください。なお、各種サービスの利用申込みおよび各種届出にあたり、暗証の入力を求められた場合は届出の暗証を正確に入力してください。

第7条 自動機利用手数料等

(1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。

(2) ATMを利用して預入れをする場合には、当行所定のATMの利用に関する手数料をいただきます。

- (3) A T Mを使用して振込をする場合には、当行所定のA T Mの利用に関する手数料をいただきます。
- (4) A T Mを使用して振替をする場合には、当行所定のA T Mの利用に関する手数料をいただきます。なお、前記(1)(2)(3)に定める手数料と合わせて「自動機利用手数料」といいます。
- (5) 自動機利用手数料を申し受ける場合は、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。
- (6) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第8条 代理人カードによる預金の預入れ・払戻し・振込および振替

- (1) 代理人(日常の経理事務の権限を委任している方に限ります。)による預金の預入れ、払戻し、振込および振替の依頼をする場合には、当行が認めた場合に限り、代理人のためのカードを発行します。この場合、代表者から代理人の役名および氏名、暗証を届出てください。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

第9条 A T M・自動機の故障時等の取扱い

- (1) 停電・故障等により当行のA T Mによる預金の預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電・故障等により当行の自動機による預金の払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に法人名、代表者名、(代理人の場合は代理人氏名も記入してください。)、金額、日付、電話番号を記入のうえ、カードとともに窓口提出してください。
- (4) 停電・故障等により当行のA T Mによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記第2項による他振込依頼書を提出することにより、振込の依頼をすることができます。

第10条 カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行のA T Mもしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

第11条 カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、A T Mまたは自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が代表者に交付し

たカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。この場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたと認知した場合には、すみやかに代表者から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第12条 カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) カードを紛失した場合には、直ちに代表者から書面によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合、ATMによるカード紛失届があった場合にも前項と同様とします。なお、これらの場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。
- (3) 法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードによる1日あたりの支払限度額（自動機による預金の払戻し、ATMによる振込を含みます。）は、当行の定める金額の範囲内で変更することができます。この場合、代表者から当行所定の方法により当行に届出てください。当行が届出を受けた場合は、届出日当日中に変更の措置を講じます。この措置の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第13条 カードの再発行等

- (1) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第14条 ATM・自動機への誤入力等

ATM、自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

第15条 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行

に返却してください。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) カードの差替え等により当行が新たにカードを発行し、現在使用中のカードの利用を取りやめる場合（ただし、前記第1項の預金口座を解約する場合を除きます。）には、カードを破棄してください。なお、カードを破棄しなかったことにより生じた損害については当行は責任を負いません。
- (4) 次の場合には、当行はカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記第16条第2項に違反したとき
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途定める一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
 - ④ 普通預金規定により預金口座の預金取引が停止されたとき

第16条 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) カードの所有権は当行に帰属するものとし、カードは当行が本人または代理人に貸与するものとし、ます。
- (2) カードは、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定してはならず、または他人に貸与してはならず、占有または使用させることはできません。

第17条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込規定により取扱います。

第18条 規定の変更

この規定の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示の他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとし、ます。この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとし、ます。

以 上

ATM通帳支払サービス利用規定

第1条 サービスの内容

ATM通帳支払サービス（以下、「本サービス」といいます。）は、本サービスの利用届を提出していただいたキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を発行済みの普通預金（総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金（決済用預金）を含みます。以下同じです。）、貯蓄預金について、当行の現金自動預入支払機（一部ご利用いただけない機種があります。以下、「ATM」といいます。）を利用して、通帳と暗証入力など当行所定の操作を行うことで、預金の払戻し等を行うことができるサービスです。ただし、本サービスは、当行の現金自動支払機（以下、「CD」といいます。）、および当行以外の金融機関のATM、CDでは利用することができません。また、当行のATMであっても、振込・振替の取引時には利用することができません。

第2条 ATMによる預金の払戻し

- (1) 本サービスを利用して、預金の払戻しを行う場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMに通帳を挿入し、該当口座のカードの届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、キャッシュカードおよび払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 本サービスによる預金の払戻しは、ATMの機種により当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻し、および1日あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当行所定の支払限度額または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 本サービスを利用して、預金の払戻しを行う場合に、払戻請求金額と後記第3条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第3条 自動機利用手数料等

- (1) 本サービスにかかる手数料は無料です。ただし、本サービスと他の有料サービスを併用して、預金の払戻しを行う場合には、当行所定の手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻しを行うときに、キャッシュカードおよび払戻請求書なしで、その払戻しをした通帳から自動的に引落します。

第4条 代理人による払戻し

本サービスは、代理人カードはご利用いただけません。

第5条 ATM故障時の取扱い

停電、故障等により、当行ATMによる本サービスの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口で通帳により預金の払戻し等を行うことができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額、日付、住所、電話番号を記入のうえ、通帳とともに提出してください。なお、この取扱いに際しては、本人確認資料の提示をお願いする場合がございます。

第6条 払戻し金額等の通帳記入

本サービスによる預金の払戻しの金額、自動機利用手数料金額は、該当の払戻しと同時に通帳に記入します。

第7条 通帳・暗証の管理等

- (1) 当行は、ATMの操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) 通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたと認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 通帳が盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第8条 通帳の紛失等

通帳を紛失した場合には、直ちに本人から当行所定の方法によって当行に届出てください。

第9条 ATMへの誤入力等

本サービスの利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

第10条 解約等

本サービスの利用を取りやめる場合には、当行所定の利用停止届を当行に提出してください。なお、カードの利用を取りやめる場合または通帳を解約する場合は、同時に本サービスの利用を停止していただきます。

第11条 規定の変更

この規定の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示その他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第12条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行の普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定、キャッシュカード規定、キャッシュカード〔法人用〕規定の他、関連するカード規定により取扱います。

以上

デビットカード取扱規定

第1章 デビットカード取引

第1条 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行がキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金（決済用預金）を含みます。）のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越、その他当行所定の契約にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めにもとづき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めにもとづき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ、機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約に定めにもとづき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

第2条 利用方法等

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたはカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

- ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカード利用金額（キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行所定の支払限度額の範囲、または当行が定めた範囲で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

第3条 デビットカード取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条 預金の復元等

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとして、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と求める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金を復元します。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機からの取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとしします。

第5条 サービスの利用停止

デビットカード取引の利用を停止する場合は、預金者本人が当行の窓口に出るか、当行所定の現金自動預入支払機で所定の操作を行ってください。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスの利用を停止します。なお、この申出の前に生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

第6条 キャッシュカード規定の読替

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第8条第1項中「預金の預入れ、払戻し、振込、および振替の依頼をする場合」とあるのは「デビットカード取引をする場合」と、同規定第10条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第11条第1項中「ATMまたは自動機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第16条中「ATM、自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第2章 キャッシュアウト取引

第1条 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店からの現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「COデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- (1) 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO直接加盟店」といいます。）であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- (2) 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- (3) 規約を承認のうえ、機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

第2条 利用方法等

- (1) カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を

第三者（ＣＯ加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

- (2) 次の場合には、ＣＯデビット取引を行うことができません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② １回あたりのカードの利用金額が、ＣＯ加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3) 次の場合には、カードをＣＯデビット取引に利用することができません。
 - ① １日あたりのカードの利用金額が、当行所定の支払限度額の範囲、または当行が定めた範囲で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ④ そのＣＯ加盟店においてＣＯデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
 - ⑤ ＣＯデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、ＣＯ加盟店がＣＯデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、ＣＯデビット取引を行うことはできません。
- (5) ＣＯ加盟店においてＣＯ加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、ＣＯ加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に使用することはできません。
- (6) 当行がＣＯデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、ＣＯデビット取引を行うことはできません。
- (7) ＣＯ加盟店によって、ＣＯデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

第3条 ＣＯデビット取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「ＣＯデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条 預金の復元等

- (1) ＣＯデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、ＣＯデビット取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてＣＯデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、ＣＯ加盟店以外の第三者（ＣＯ加盟店の特定承継人および当行を含みます。）

す。) に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、

- (2) 前項にかかわらず、ＣＯデビット取引を行ったＣＯ加盟店にカードおよびＣＯ加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をＣＯ加盟店経由で請求し、ＣＯ加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をＣＯデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落とされた預金を復元します。ＣＯ加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはＣＯ加盟店にカードを引き渡したうえでＣＯ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機からの取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、ＣＯデビット取引契約の解消は、１回のＣＯデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるＣＯデビット取引契約を解消することもできません）。
- (3) 第１項または前項において引落された預金の復元ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、ＣＯ加盟店との間で解決してください。
- (4) 第２項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびＣＯデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、ＣＯ加盟店との間で精算をしてください。
- (5) ＣＯデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためＣＯデビット取引契約が成立した場合についても、第１項から前項に準じて取扱うものとし、

第５条 不正なキャッシュアウト取引の場合の補償

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なＣＯデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、キャッシュカード規定第１２条または第１３条に準じて補てんを行うものとし、

第６条 ＣＯデビット取引に係る情報の提供

ＣＯ加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、ＣＯデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、ＣＯデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する必要があります。また、苦情・問合せについても、ＣＯデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

第７条 キャッシュカード規定の読替

カードをＣＯデビット取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第８条第１項中「預金の預入れ、払戻し、振込、および振替の依頼をする場合」と

あるのは「ＣＯデビット取引をする場合」と、同規定第10条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「ＣＯデビット取引をした場合」と、同規定第11条第1項中「ＡＴＭまたは自動機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第16条中「ＡＴＭ、自動機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

第1条 適用範囲

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めにもとづき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

第2条 準用規定等

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の第2条から第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

第4章 共通項目

第1条 規定の変更

この規定の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示その他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

Pay-easy〔ペイジー〕口座振替受付サービス利用規定

第1条 適用範囲

- (1) Pay-easy〔ペイジー〕口座振替受付サービス（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）、もしくは収納機関から委託を受けた法人等の窓口（以下収納機関と併せて「取扱窓口」といいます。）に対して、当行の預金者本人が当行のキャッシュカード（当行がキャッシュカード規定にもとづいて発行する普通預金（総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金（決済用預金）を含みます。）のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示することにより、後記第3条（1）の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。
- (2) 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約および預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3) 本サービスは当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限り利用することができ、代理人カードでは利用できません。
- (4) 本サービスは当行がその利用を承認したカードのみ利用できるものとします。
- (5) 本サービスを利用して預金口座振替契約を締結する場合は、本規定を適用するものとします。

第2条 利用方法

- (1) 本サービスを利用する場合は、預金者は取扱窓口に設置された本サービスが利用できる端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、預金者自らが端末機にカードを読み取らせ端末機に暗証番号とその他必要項目を入力してください。なお、暗証番号の入力にあたっては、第三者（取扱窓口の従業員等を含みます。）に見られないよう注意してください。
- (2) 本サービスの取扱いは、当行が定めた取扱日、取扱時間内とします。ただし、当行が定めた取扱日、取扱時間内であっても、収納機関の取扱日、取扱時間等により利用できない場合があります。
- (3) 以下の各号の一にでも該当する場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機が利用できない場合
 - ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めている商品または役務等に該当する場合
 - ③ 消費者であるお客様がこの規定に違反し、当行からサービス利用停止の通知をした場合
- (4) 以下の各号の一にでも該当する場合には、当該カードをもって本サービスを利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えて、誤った暗証番号を端末機に入力した場合

- ② カードが破損している場合

第3条 預金口座振替契約

- (1) 前記第2条(1)により、暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときをもって、預金者・収納機関の間で預金者が収納機関に対して負担する特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約および預金者・当行の間で次の預金口座振替契約が成立するものとします。
 - ① 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等に記載の金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払います。なお、この引落としにあつては、普通預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提示は必要ありません。
 - ② 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において、請求書等に記載の金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による当座貸越を含みます。以下同様とします。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降の任意の日に引落しのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
 - ③ 収納機関の都合により、収納機関が預金者に割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号等で引続き取扱うことができるものとします。
- (2) 預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示および収納機関との間の契約書等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、前項の預金口座振替契約が成立した後、端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとします。なお、確認書の内容が預金者の意思に沿わない場合は、直ちに確認書に記載する問合せ先に連絡してください。
- (3) 預金口座振替契約を解約するときは、当行所定の手続きにより預金者から当行に届出るものとします。なお、この届出がないまま、長期間にわたり収納機関からの請求書等の送付がない等相当の理由がある場合には、当行は当該契約が終了したものと取扱うことができるものとします。

第4条 サービスの利用停止

- (1) 本サービスの利用を停止する場合は、預金者本人が当行の窓口に出してください。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスの利用を停止します。なお、この申出の前に生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) 前項(1)により本サービスの利用を停止した場合でも、停止前に成立した預金口座振替契約は、前記第3条(3)によらない限りその契約は解除されません。

第5条 免責事項

- (1) 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これにより生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等止むを得ない事由があったとき
 - ② 当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - ③ 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
- (2) 本サービスおよび本サービスの利用による預金口座振替契約について疑義が生じた場合には、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

第6条 規定の変更

この規定の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示その他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第7条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定、デビットカード取扱規定、各種預金規定等により取扱います。

以 上

Web口座振替受付サービス利用規定

Web口座振替受付サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用者（以下、「お客様」といいます）は、以下の本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第1条 サービス内容

本サービスは、お客様が、当行所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客様の指定する口座（以下、「対象口座」といいます）を対象として、PC・携帯電話その他の端末機（以下、「端末機」といいます）から、インターネットを通じて、当行所定の口座振替契約に基づく預金口座振替契約の締結を申込みするサービスをいいます。

第2条 利用対象者

本サービスの利用は個人に限るものとし、法人は対象外とします。なお、本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認した口座のみ利用できることとします。

第3条 対象口座

お客様が本サービスの引落口座として指定可能な口座は、キャッシュカード発行済みの当行所定の普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座を含みます）に限ります。

第4条 サービス利用可能時間

お客様の本サービスの利用可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間を変更する場合は当行所定の方法により公表します。この場合、変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第5条 預金口座振替契約の締結手続（本人確認手続）

お客様が端末機による預金口座振替契約締結の申込を行う場合は、当行宛に対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号、口座名義、生年月日およびキャッシュカード暗証番号等（以下、「所定事項」）を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。お客様が当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、お客様からの預金口座振替契約締結の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続を行います。

第6条 サービス利用停止

お客様が、前条に定める所定事項を当行所定の回数以上連続して誤入力された場合で当行が必要と認めた場合は、お客様に通知をしたうえで本サービスの利用を停止するものとします。この場合、お客様は当行所定の方法により、本サービスの利用再開の手続を行うものとします。

第7条 預金口座振替契約の締結

(1) 申込方法

お客様は、第5条に定める預金口座振替契約締結に必要な所定事項を、当行所定の方法により正確に伝達することにより申込みするものとします。

(2) 申込の承諾

当行がお客様の申込を受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客

様はその内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し、当行に通知するものとします。申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したものとし、お客様と当行との間で預金口座振替契約が締結されたものとします。なお、申込の確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

(3) 申込の不成立

以下の場合、お客様からの申込はなかったものとして取扱います。この場合、当行はお客様に対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、お客様自身で成否を確認するものとします。

- ① キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとったとき
- ② 差押等の止むを得ない事情があり、当行が不相当と認めたとき
- ③ 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと当行が判断したとき
- ④ 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第8条 収納機関への情報通知

(1) 申込の確定および不成立

申込の確定または不成立に関し、当行は収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。また、申込が確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行はお客様の当該収納機関に対する預金口座振替申込に関する情報を契約者に代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込に関する情報については、届出書または変更届によりお客様に代わって当該収納機関に伝達するものとします。当行が当該収納機関に前記の送信および伝達を行うことにつき、お客様は予め同意するものとします。

(2) 本人確認情報

申込の確定に関し、当行は収納機関に対し、お客様が当行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

第9条 預金口座振替の開始時期

収納機関による振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

第10条 免責事項

(1) 本人確認

第5条により本人確認手続を経た後、預金口座振替契約の申込があった場合は、当行はお客様を本人とみなし、端末・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は故意または過失がある場合を除き賠償責任を負いません。

(2) 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害について、当行は故意または過失がある場合を除き

賠償責任を負いません。

- ① 通信機器、回線等の障害により、取扱が不能となったとき。
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延欠落等が生じたとき。

(3) 通信経路における情報漏洩等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、お客様の暗証番号やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について、当行は故意または過失がある場合を除き賠償責任を負いません。

第11条 届出の変更等

お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当行所定の方法により対象口座店宛に届出るものとします。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失がある場合を除き賠償責任を負いません。

第12条 通知等の連絡先

当行はお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、お客様が予め当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。当行の責めによらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第13条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる各種規定、カード規定、口座振替規定により取扱います。

第14条 規定の変更等

- (1) 当規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化や、その他相当の事由があると認められる場合に、店頭への掲示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

第15条 個人情報の取扱い

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、「個人情報保護宣言」のとおり、お客様の個人情報を適切に取扱います。

第16条 個人情報第三者提供の同意

お客様は、本規定に基づく申込および取引にかかる口座名義、口座番号等の情報が、当行から収納機関に提供されることに同意します。

第17条 責任制限

本サービスの利用に伴い、お客様に生じた損害についての当行の責任は、当行の故意または過失がある場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

以 上

振 込 規 定

第 1 条 適用範囲

振込依頼書または当行の A T M による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

第 2 条 振込の依頼

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。
 - ② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関名・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他所定の事項を正確に記入してください。なお、預金種目・口座番号が不明の場合には、窓口にご相談してください。
 - ③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) A T M による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① A T M は当行所定の時間内に利用することができます。
 - ② 1 回および 1 日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの振込は、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
 - ③ A T M の画面表示等の操作手順に従って、所定の事項を正確に入力してください。
 - ④ 当行は A T M に入力された事項を依頼内容とします。
- (3) 前 2 項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または A T M への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

第 3 条 振込契約の成立

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) A T M による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
- (3) 前 2 項により振込契約が成立したときは、当行は依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

第 4 条 振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
 - ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終

了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

② 文書扱いの場合には、依頼日以後2営業日以内に振込通知を発信します。

- (2) ATMによる振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

第5条 証券類による振込

- (1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他証券類による振込資金等の受入れはしません。
- (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込資金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知をしているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。
- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (5) 提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めただけで、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

第7条 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。

- ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ② 当行は振込訂正依頼書に従って、振込訂正電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、原則として振込依頼人の預金口座に返却します。ただし、預金口座がない場合は、記名式線引自己宛小切手を交付します。この場合、振込金受取書等の余白に組戻しされた振込資金を受領した旨を記入し、記名押印のうえ提出してください。また、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第9条 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却いたしません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

第11条 災害による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

第12条 譲渡、質入れの禁止

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第13条 規定の変更

この規定の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示その他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第14条 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード規定により取扱います。

以 上

ＩＣキャッシュカード特約

第１条 ＩＣキャッシュカード特約の適用範囲等

- (1) この特約は、ＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当行所定の機能（以下、これらの機能を総称して「ＩＣチップ機能」といいます。）を利用することができるカードをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するものであり、同規定と一体として取扱われるものとしします。なお、この特約に定めのない事項についてはキャッシュカード規定が適用されるものとしします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるものの他はキャッシュカード規定において定義されるものが適用されるものとしします。

第２条 提供するＩＣチップ機能

- (1) ＩＣキャッシュカード機能
全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとして、キャッシュカード規定に定める機能が利用できます。
- (2) オンラインデビット機能
全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとして、デビットカード取扱規定に定める機能が利用できます。
- (3) 生体認証機能
当行所定の手続きにより、事前にＩＣキャッシュカード上のＩＣチップ内に指静脈情報を登録することにより、指静脈パターンの照合による本人の確認を行います。（以下、この機能を「生体認証機能」といい、生体認証規定により取扱います。）なお、生体認証機能により本人の確認を行った場合でも、キャッシュカード規定第11条による暗証の入力が必要です。
- (4) その他
その他当行所定の機能が利用できます。

第３条 ＩＣチップ機能の利用範囲

- (1) ＩＣチップ機能のうちＩＣキャッシュカード機能については、この機能が利用できる自動機、ＡＴＭまたは端末機（以下、これらを総称して「ＩＣカード対応ＡＴＭ等」といいます。）を利用する場合に提供されます。ただし、キャッシュカード規定第１条に定める入金提携先、支払提携先、カード振込提携先、加盟店等に設置されたＩＣカード対応ＡＴＭ等での利用範囲は各提携先の定めにより取扱います。
- (2) ＩＣチップ機能のうち生体認証機能については、この機能が利用できるＩＣカード対応ＡＴＭ等（以下、これらを総称して「生体認証機能付ＩＣカード対応ＡＴＭ等」といいます。）を利用する場合に提供されます。ただし、キャッシュカード規定第１条に定める入金提携先、支払提携先、カード振込提携先、加盟店等に設置された生体認証機能付ＩＣカー

ド対応ATM等での利用範囲は各提携先の定めにより取扱います。

- (3) 当行およびキャッシュカード規定第1条に定める入金提携先、支払提携先、振込提携先が設置する自動機または加盟店等が設置する端末機においてICチップ機能が利用できない場合には、ICチップ機能によらず磁気ストライプによる取引が可能です。ただし、自動機または端末機の機種により磁気ストライプによる取引ができない場合がございます。
- (4) ICチップ機能によらず磁気ストライプによりICキャッシュカードを利用する場合は、この特約によらずキャッシュカード規定により取扱います。

第4条 ICキャッシュカード発行手数料等

ICキャッシュカードを利用される場合は、当行所定の発行手数料をいただきます。

第5条 ICキャッシュカードの1日あたりの支払限度額

当行は、当行および支払提携先、振込提携先、加盟店等での預金の払戻し、振込、デビットカードの利用について、生体認証機能とICキャッシュカード機能の双方を利用した場合、ICキャッシュカード機能だけを利用した場合、磁気ストライプを利用した場合に分けて、それぞれの1日あたりの支払限度額を管理します。なお、これらの支払限度額は、事前に当行所定の方法による届出を受けることにより当行の定める金額の範囲内で設定するものとします。

第6条 ICカード対応ATM等の故障時の取扱い

ICカード対応ATM等の故障時には、ICチップ機能は利用できません。

第7条 ICチップ読取不能時の取扱い

ICチップの故障等によって、ICカード対応ATM等でICチップの読取りができない場合には、ICチップ機能は利用できません。この場合、当行所定の手続きに従って、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。なお、ICチップ機能が利用できないことにより損害が生じた場合、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

第8条 特約の変更

この特約の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示その他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

生体認証規定

1. 生体認証機能の定義

- (1) 生体認証機能とは、当行との取引について預金者本人の確認方法の一つとして用いる認証方式で、ICキャッシュカード特約に定めるICキャッシュカード上のICチップに当行所定の機器、操作、手続きにより当行の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の指静脈パターンを記録（以下、ICチップに記録された指静脈パターンを「指静脈情報」といいます。）し、この指静脈情報と当行所定の機器により読み取られた指静脈パターンとの照合により預金者本人の認証を行う機能です。
- (2) 生体認証機能は、当行所定の取引の際に利用できるものとし、キャッシュカード規定第11条の暗証の入力、およびその他の本人確認方法と併せて使用するものとしします。

2. 生体認証機能の利用、指静脈情報の登録方法等

- (1) 生体認証機能の利用にあたっては、あらかじめ当行所定のICキャッシュカードのお申込みが必要となります。
- (2) ICキャッシュカードに指静脈情報を登録する場合には、当行所定の書面、本人確認書類、お届印およびICキャッシュカードを持参のうえ、本人が当行窓口に出してください。当行は、申出者が本人であることを確認したうえで、指静脈情報を登録するものとしします。なお、指静脈情報は、当行所定の指静脈パターン読取機器を使用することによりICチップ内に記録するものとしします。この際、十分な本人確認ができない場合には、指静脈情報の登録をお断りすることがございます。
- (3) 代理人のICキャッシュカードに指静脈情報を登録する場合には、当行所定の書面、本人および代理人の本人確認書類、本人のお届印、代理人のご印鑑および代理人ICキャッシュカードを持参のうえ、本人と代理人が当行窓口に出してください。当行は、申出者および代理人が本人であることを確認したうえで、代理人の指静脈情報を登録するものとしします。なお、指静脈情報は、当行所定の指静脈パターン読取機器を使用することによりICチップ内に記録するものとしします。この際、本人および代理人について十分な本人確認ができない場合には、代理人の指静脈情報の登録をお断りすることがあります。
- (4) 登録された指静脈情報を変更または削除する場合には、当行窓口で所定の手続きをおとりください。当行は、本人確認等当行所定の手続きをした後に変更または削除を行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

3. 指静脈情報の保存場所等

指静脈情報は、当行が本人および代理人に貸与したICキャッシュカード上のICチップ内に当行所定の方法により暗号化して保存するものとし、当行には保管いたしません。なお、ICチップ内には指静脈情報の他重要な情報が保存されていますので、本人および代理人はICキャッシュカードを適切に管理してください。

4. 取扱店の範囲等

- (1) 指静脈情報の登録・変更・削除は、当行所定の窓口でお取扱いします。

- (2) 指静脈認証機能は、キャッシュカード規定およびICキャッシュカード特約に定める生体認証機能の付いた現金自動預入支払機（以下「生体認証機能付ICカード対応ATM」といいます。）、および店頭に設置した生体認証装置（以下生体認証機能付ICカード対応ATMと併せて「生体認証機能付ICカード対応ATM等」といいます。）でお取り扱いします。

5. 指静脈情報による本人確認

- (1) 生体認証機能付ICカード対応ATM等で指静脈情報が登録されたICキャッシュカードを利用する場合には、ICキャッシュカードを所定の場所に挿入し、画面等の表示に従いICチップ内に登録された指静脈情報と同じ指を指静脈パターン読取機器にかざしてください。
- (2) 当行は、ICキャッシュカード上のICチップ内に登録された指静脈情報と指静脈パターン読取機器で読み取られた指静脈情報を照合し、この一致をもって本人確認を行います。なお、生体認証機能付ICカード対応ATMを利用する場合は、指静脈情報の照合による本人確認に加えて、キャッシュカード規定第11条の暗証による本人確認を行います。
- (3) 指静脈情報の不一致等により本人確認ができない場合には、生体認証機能付ICカード対応ATM等を利用した取引はできません。
- (4) 指静脈情報が登録済みのICキャッシュカードであっても生体認証機能付ICカード対応ATM等以外を利用する場合、または指静脈情報が登録されていないICキャッシュカードを利用する場合は、生体認証機能は利用いただけません。この場合は、キャッシュカード規定第11条の暗証によってのみ取扱います。

6. 生体認証機能が利用できない場合等

生体認証機能は、生体認証機能付ICカード対応ATM等が故障の場合およびその他相当の事由がある場合は、その利用を一時的に停止することがあります。なお、生体認証機能付ICカード対応ATM等が利用できないことにより損害が生じた場合、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

7. 解約・利用停止等

- (1) ICキャッシュカードを解約した場合およびICキャッシュカードを発行している口座を解約した場合には、生体認証機能はご利用いただけなくなります。
- (2) キャッシュカード規定およびICキャッシュカード特約により、当行がICキャッシュカードの利用を停止した場合には、生体認証機能はご利用いただけなくなります。

8. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、各種預金規定、キャッシュカード規定およびICキャッシュカード特約により取扱います。

9. 規定の変更

この規定の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示その他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。

ます。この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

【個人情報保護法関連条項】

生体認証機能を利用する本人およびその代理人は、当行が次の利用目的でＩＣキャッシュカード上のＩＣチップ内に自己の指静脈情報を保管することに同意します。

- (1) 指静脈情報は、当行所定の指静脈パターン読取機器により、本人またはその代理人の指静脈パターンを照合することにより、当行の取引について当行が本人またはその代理人であることを確認する手段の一つとして利用します。
- (2) 生体認証機能は、指静脈情報が登録されたＩＣキャッシュカードを発行する口座についての残高照会、払戻し、振込、振替、暗証変更等その他当行所定の取引をする場合、および指静脈情報を変更または削除する場合に利用します。

以 上